

# 関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
2	一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準の緩和及び幼稚園免許更新対象者の拡大	文部科学省	1~6
46	教員免許に係る制度の見直し	文部科学省	7
18	公立大学法人の所有する土地等の第三者貸付要件の見直し	総務省、文部科学省	8~15
34	産業廃棄物処理施設の設置者における特例の対象となる一般廃棄物及び処理施設の拡大	環境省	16~18



# 一時預かり事業（幼稚園型）などの職員配置要件について

- 一時預かり事業（幼稚園型）に従事する職員の配置については、幼稚園本体の教員による支援を受けられることも考慮し、他の事業・施設と比べて、既に柔軟な要件を設定（下表の赤字部分）。
- 仮にご提案の通り免許失効者や隣接免許所有者を有資格者に含めた場合、教育・保育に関する専門的な知見を有することが公的に担保された者が一人もいなくとも保育が可能となり、預かる児童の安全や教育・保育の質の確保が困難となるおそれがある。

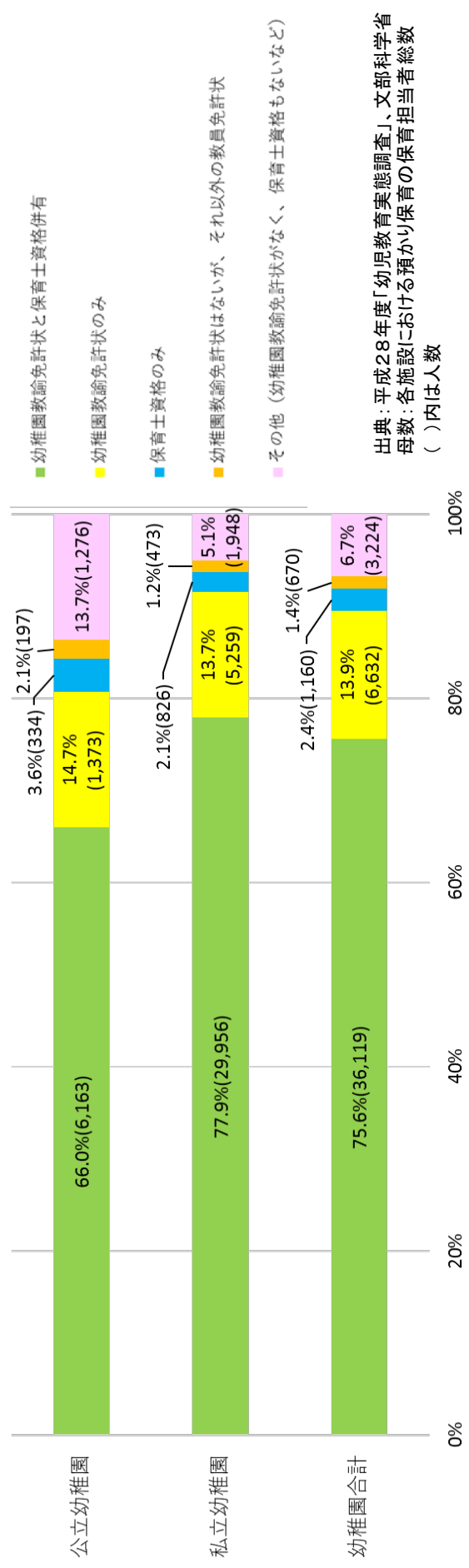
画点番号2：一時預かり事業（幼稚園型）の人員配置基準の緩和及び幼稚園免許更新対象者の拡大（文部科学省）

職員数		一時預かり事業（幼稚園型）	一時預かり事業（一般型）	認可外保育施設（指導監督基準）	保育所・認定こども園
3歳児	20 : 1		同左	同左	同左 ※加算で15 : 1に対応
4・5歳児	30 : 1		同左	同左	同左
有資格者割合	1 / 3 <u>（保育士又は幼稚園教諭）</u>		1 / 2 （保育士）	1 / 3 （保育士又は看護師） ※保育従事者は基本的に全員保育士が望ましい	基本的に全員（※） （保育士・保育教諭）
有資格者以外の職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援員</li> <li>・<u>小学校教諭免許所有者</u></li> <li>・<u>養護教諭免許所有者</u></li> <li>・<u>養成課程を履修中の学生</u></li> <li>・<u>更新講習を受講せず免許状が失効した者</u></li> </ul>	子育て支援員			※2 / 3が保育士・保育教諭の場合、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状所有者

# 預かり保育の質の向上をめぐる状況について

- 預かり保育を担当する職員は、全国的に見て9割以上が有資格者（保育士・幼稚園教諭）で構成されており、一時預かり事業（幼稚園型）の基準を大幅に上回っている状況。
- 幼稚園の預かり保育は、今般の幼児教育無償化に伴い、現在の一時預かり事業の基準を広く適用することにより、質の確保を図ることとしており、当該基準自体を切り下げることが困難。

## 預かり保育の担当者における幼稚園教諭免許と保育士資格の併有状況



## 幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書（抄）

幼稚園の預かり保育については、人員配置や面積に関する基準が定められていないことから、認定こども園で実施されている一時預かり事業（※7）と同様の基準を設けることにより、質の確保を図るべきである。

## 児童福祉施設の有資格者要件について

- 保育所等においては、隣接免許の所有者を保育士とみなすことができる規定があるが、これは三分の二以上の保育士を置いている際に適用可能な規定。
- 一時預かり事業（幼稚園型）においても、有資格者を三分の一置けば、残りの方々については隣接免許の所有者を配置可能としており、児童福祉施設よりも要件を緩和済みである。

## 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

- 第三十三条 保育所には、保育士（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある保育所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。
- 2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。
- (附則)
- 第九十五条 前条の事情に鑑み、当分の間、第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。
- 第九十七条 前二条の規定を適用する時は、保育士（法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいい、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成十年厚生省令第五十一号）附則第二項又は前二条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前二条の規定の適用がないとした場合の第三十三条第二項により算定されるものをいう。）の三分の二以上、置かなければならない。

# 一時預かり事業における旧免許状所有者（修了確認期限到来後）の扱いについて

- 旧免許状については、有効期間の定めがなく、また、免許状更新講習の修了確認期限までに講習を修了しない場合に免許状が失効するのは受講義務者（現職教員等）のみであることから、修了確認期限が到来した時点で受講義務者でない者（現職教員でない者）については、免許状は失効していないため、一時預かり事業において免許状所有者として扱って良いこととしている。
- これはあくまで免許制度の切り替えに伴う経過的な措置として残っているものであり、有効期間の定めがある新免許状を所有していた者が免許を更新しなかった場合、所持する免許状は失効するため、一時預かり事業において有資格者として扱うことはできない。

## 教育職員免許法（抄）

（教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置）

- 第二条** 前条第二号に掲げる規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の教育職員免許法の規定、附則第十条の規定による改正前の教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）の規定、附則第十一条の規定による改正前の教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五十八号。以下この項において「昭和二十九年改正法」という。）の規定、附則第十三条の規定による改正前の教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百二十二号）の規定及び附則第十五条の規定による改正前の教育職員免許法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十九号）の規定により授与された普通免許状又は特別免許状を有する者（当該普通免許状及び特別免許状が失効した者を除く。以下この条において「旧免許状所持者」という。）については、第一条の規定による改正後の教育職員免許法（以下「新法」という。）第九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の有する普通免許状及び特別免許状（前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新たに授与されたものを含む。）には、有効期間の定めがないものとする。この場合において、新法第五条第二項、第六条第四項、第七条第四項、第九条第四項及び第五項、第九条の二、第九条の四、第十六条の二第二項、第十六条の三第三項、第十六条の四第四項、第十七条第二項、附則第五項後段、附則第八項ただし書、附則第九項後段、附則第十二項ただし書並びに附則第十八項後段の規定、附則第十条の規定による改正後の教育職員免許法施行法第二条第一項後段の規定並びに附則第十一条の規定による改正後の昭和二十九年改正法附則第十項ただし書の規定は、旧免許状所持者には適用しない。
- 2 旧免許状所持者であって、新法第二条第一項に規定する教育職員（第七項において単に「教育職員」という。）その他文部科学省令で定める教育の職にある者（以下「旧免許状所持現職教員」という。）は、次項に規定する修了確認期限までに、当該修了確認期限までの文部科学省令で定める二年以上の期間内において免許状更新講習（新法第九条の三第一項に規定する免許状更新講習をいう。以下同じ。）の課程を修了したことについての免許管理者（新法第二条第二項に規定する免許管理者をいう。以下この条において同じ。）による確認（以下「更新講習修了確認」という。）を受けなければならない。
- 5 旧免許状所持現職教員（知識技能その他の事項を勘案して免許状更新講習を受ける必要がないものとして文部科学省令で定めるところにより免許管理者が認めた者を除く。）が修了確認期限までに更新講習修了確認を受けなかった場合には、その者の有する普通免許状及び特別免許状は、その効力を失う。
- 7 旧免許状所持者（旧免許状所持現職教員を除く。）が更新講習修了確認を受けずに修了確認期限を経過した場合には、その者は、その後に、第三項第三号に規定する免許管理者による確認を受けなければ、教育職員になることができない。

## 1 教育職員及び教育の職にある者

- (1) 現職教員
- (2) 校長、副校長、教頭、指導主事等

## 2 教育職員に任命され、又は雇用されることとなっている者及びこれに準ずる者（教育職員になる者として見込まれる者）

- (1) 過去に学校の校長、副校長、教頭又は教育職員であった者であって、教育職員となることを希望する者
- (2) 認定こども園や認可保育所等で勤務する保育士
- (3) 教育職員に任命され、又は雇用されることが見込まれる者  
例：教員採用内定者、  
教育委員会や学校法人などが作成した臨時任用（または非常勤）教員  
リストに登録されている者

# 教員免許状更新講習の受講対象者区分のイメージ（幼稚園の場合）

## 教育職員

- 現職教員
- 校長、副校長、教頭、指導主事等

## 教育職員になる者として 見込まれる者

- 過去に教員としての勤務経験がある者
- 認定こども園や認可保育所等で勤務する保育士
- 教員採用内定者
- 教育委員会や学校法人などが作成した臨時任用（または非常勤）教員リストに登録されている者

## 教育職員になる者として 見込まれない者

- パーティーチャーター  
など

受講資格あり

受講資格なし



# 教員免許管理システムの機能強化

## 1 概要

都道府県教育委員会が保有する教員免許状原簿の情報を一元的に管理する教員免許管理システムについて、免許状保有者ごとに授与、更新、失効等の情報を適切に管理するための機能強化等を図る。

## 2 システムの課題に対応する機能強化

教員免許更新制の導入を契機として運用開始 (H21年度～)

### 免許状単位の管理から保有者(教員)単位の管理へ

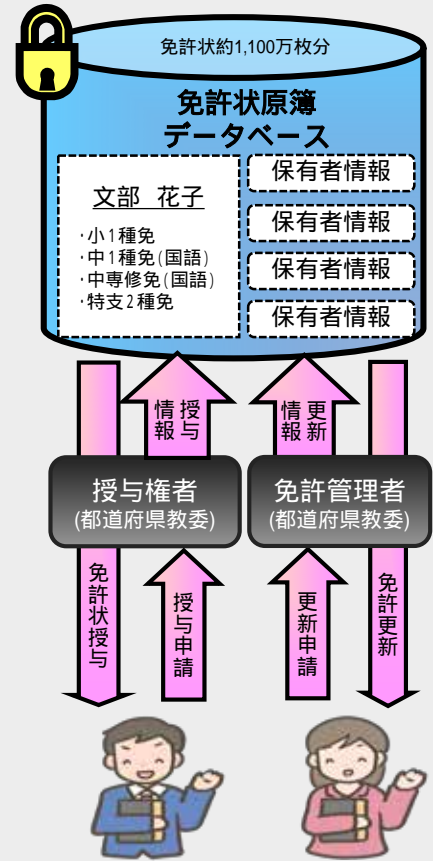
免許状原簿は授与された免許状単位で管理されており、失効情報等の把握や複数の免許状保有者の正確な更新期限の把握が困難である。このため、保有者(教員)単位の免許情報の管理に移行することにより、教員ごとの正確な更新期限の把握や失効情報等の把握が可能となる。

### 教育職員免許法等の改正への的確な対応

教職課程に係る科目区分の大括り化や免許状の種類・教科ごとに必要な最低単位数等を新法に対応したものに改修することにより、適切な免許状の授与が可能となる。

### 情報セキュリティの強化

個人情報である免許情報のセキュリティを十分に確保することにより、安全な情報管理が可能となる。



## 3 効果

保有者(教員)ごとに、所有する免許情報を一覧で管理することが可能

- ・有効な免許状の有無の確実な把握
- ・免許状の更新期限の正確な管理により、意図せぬ免許失効を防止
- ・都道府県教育委員会による免許管理事務の効率化

## スケジュール案

	H 30	H 31	H 32	H 33～
教員免許管理システム	<p>・システムの調査研究 H30予算:23百万円</p>	<p>システム機能強化</p> <p>H31.4～新教職課程施行</p>	<p>H32年秋 新教職課程卒業業者への 免許状授与作業開始</p>	<p>新システムの稼働</p>